

社会福祉法人むつみ福祉会

平成 30 年度 事業計画

平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年 3 月 19 日 第 169 回 理事会 承認
平成 30 年 3 月 22 日 第 101 回 評議員会 承認

【法人全体】

1 事業推進理念

法人設立の理念である「愛知県重症心身障害児（者）を守る会」の基本理念『最も弱い者を一人ももれなく守る』ことを念頭において、障害者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障害者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。

2 基本姿勢

(1) 支援のあり方

- ① どんな重度障害者も自立をめざす。
- ② どんな重度障害者にも成長を促す。
- ③ どんな重度障害者も地域での生活を推進する。

(2) 経営方針

- ① 中長期の見通しを持つ。
- ② 健全な財政保持をめざす。
- ③ 地域における理解をさらに進める。
- ④ 職員の支援力向上をめざす。

3 推進する事業

- (1) 障害福祉サービス事業「むつみグリーンハウス(生活介護)」
 - (2) 相談支援事業「中区障害者基幹相談支援センター」
 - (3) 相談支援事業「障害者相談センター 一歩」
 - (4) 障害福祉サービス事業「なごみ居宅サポートセンター」
 - (5) 移動支援事業「なごみ移動サポートセンター」
 - (6) 精神障害者地域生活支援事業「あかもん」
 - (7) 医療型障害児入所施設「名古屋市重症心身障害児者施設」
 - (8) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)」
 - (9) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)」
- *(7)～(9)は、「ティンクルなごや」の事業

4 運営方針

(1) 改正社会福祉法に則った事業運営の推進・充実

改正社会福祉法に則り、国民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する事業運営を目指す。

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務など、いずれの課題も法人から取り組み姿勢の発信・開示ができるよう「見せる化」を意識して取り組む。

(2) 法人本部事務局の創設及び機能の強化

改正社会福祉法では、更なる事業展開や地域貢献が全国の社会福祉法人に寄せられている大きな期待のひとつとして位置づけられており、むつみ福祉会もその責任を担っている。

また、9事業、職員数150名を超える大きな組織となったむつみ福祉会では、各事業所で行なわれている日常業務の集約化・効率化を統一したルールの下で行なえる体制作りが急務であった。

そのため、今年度に法人内の全事業所の統括や法人業務を取り扱うことができる本部事務局を創設する。

さらに、本部事務局において新たな事業を検討する役割を担い、求められる事業の構築に向けて推進する。

(3) 新たな拠点作りの具体化

今年度は前述の本部事務局体制を整え、本部事務局を中心に施設整備の具体的な検討に着手する。所轄庁である名古屋市と協議をすすめ、重度障害のある人が安心して利用できる事業所(拠点)作りを目指す。

(4) 人材確保・育成・定着

少子高齢化・景気回復傾向などの影響により、人材の確保、特に若い人材の確保は業界として最大の懸案事項であると言っても過言ではない。

今年度は「介護従事者養成事業」を公益事業として位置づけて実践し、人材の確保・定着を目的として第2新卒や中年層への働きかけを行う。また、各事業所の状況に合わせた現有スタッフの育成プログラム(法人内外の研修参加やスタッフミーティング)の更なる充実に努める。

さらには、職員が定着するよう処遇改善や職場環境の改善に向けた検討を行う。

(5) 地域における公益的取り組みの推進

改正社会福祉法では、「地域における公益的取り組みの推進」をとても重要視しており、社会福祉法人の地域貢献を義務付けている。

むつみ福祉会では、地域で展開されているボランティア活動や社会奉仕活動に館内の施設設備を利用してもらうなどの役割はこれまで果たしてきたおり、地域住民の人たちとの継続的な交流に積極的に取り組んできた。

こうした実績に加え、公益的取り組みが、「障害理解の増進を図る」ことにつながることも念頭に置きつつ、今年は新たな取り組みや企画を検討し、より強固な協力体制の確立に努める。

（6）法人設立30周年記念事業の実施

平成元年に法人の設立とともにむつみグリーンハウス・デイサービスむつみが誕生し、今年で30年目の節目を迎える。法人の創設にご尽力いただいた方たちをはじめとする関係者や支援いただいた方たちの苦労や努力、功績を称えることはもちろん、これまでむつみ福祉会が果たしてきた役割や活動を振り返る機会として、法人設立30周年記念事業を実施する。

【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

<全体の方針>

利用者一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を展開する。さらに、個々の自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、個別的配慮の上で、集団活動の場を提供する。利用者が生きがいを感じることができるよう、作業や取り組みなど充実した支援を行なっていく。

1 作業型

働く喜びや楽しさを実感しながら伸びて行ける日中活動の場を目指すため、以下の方針により支援を進める。

(1) 作業支援

- ① 既存の作業に加え利用者のニーズに合う新しい作業の導入検討を行なう。
また、作業や生活のペースを安定させ、がやりがいをもって通える場所づくりに努める。
- ② 製造・納品・販売・福祉協力店事業などの作業や活動を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持していく。
- ③ 働くことの意義や経済活動(労働対価を得る)ことの大切さが理解できるよう努める。

(2) 生活支援

- ① 個々の嗜好的ニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、作業とのメリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る
- ② 身体機能の維持を図るため、必要に応じ嘱託医の診察や理学療法士の助言とともに体操などの個別プログラムを計画し、継続して行う。

(3) 総合支援

自己決定できる環境をつくり、自己決定したことを自らの責任で実現できるよう支援する。さらに、その過程においては、成功して喜びを味わうだけでなく、満足できなかったことや失敗から得られる経験の大切さを受け止め、次の挑戦に活かすことができるよう支援する。

2 日中活動型

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム（午前は活動的、午後はリラックス）を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。

また、外来講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れていく。

- ① 通所時の健康チェックや排泄、摂食等の訓練を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 障害の重度化や進行性の難病など、利用者の障害や程度はさまざまであるので、職員一人ひとりが関心をもって関わることはもちろん、健康状態や変化に気付くことができる資質を身に付けられるよう研鑽を重ねる。
- ③ 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能や感覚機能の維持、向上を図っていく。
- ④ 音楽療法士や創作活動、ドックセラピーなどの外来講師や専門家の活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。
- ⑤ 嘔吐医の診察や理学療法士によるリハビリ指導、さらには法人内の医療スタッフのアドバイスなどを参考に、機能訓練や「ふれ足体操」などの弛緩的マッサージを取り入れながら身体機能の維持に努める。

3 生活介護事業全体

(1) 医療機関との連携

月に1度医師による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮していく。

(2) 人材の育成

社会福祉専門職や医療系資格取得を目指す専門学校生や短大、大学生などの実習生を積極的に受け入れ、後進の指導に協力をする。

4 利用見込数

近年の利用率や動向を勘案して以下を年間目標とする。

(1) 平日の利用

- ① 日中活動型(定員20名) *登録者数 32名(平成30年3月末現在)
1日の平均利用人数 18名を目標とする。
- ② 作業型(定員40名) *登録者数 35名(平成30年3月末現在)
1日の平均利用人数 27名を目標とする。

(2) 土曜日の利用

希望者のみの利用日とし、できる限り希望どおりに利用できるよう努める。

【居宅介護支援事業所 なごみ居宅サポートセンター】

【移動支援事業所 なごみ移動サポートセンター】

<全体の方針>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する障害者福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）及び地域生活支援事業における移動支援を行なう。

名古屋市在住の障害児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるよう、利用者の個性や意思決定を尊重し、思いやりの志を大切にしながら安心・安全なサービスを心掛ける。また、快適かつ充実した在宅生活となるよう新たなサービス利用等の相談にも積極的に応じていく。

本事業所の地域での役割を認識するとともに事業所としての特色を活かしながら、障害の種別を問わず、安定したサービス利用へと繋がるような支援体制の構築に努める。それに伴い、即時の判断や対応が困難なケースの情報を他機関と密に連携を図る中で、スタッフ間で情報共有し、想定される困難なケースにスムーズな対応ができるよう人材育成を目指した研修体制を整える。

1 事業の方針

- ① 利用者が住み慣れた居宅において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた支援を適切且つ効果的に行なう。
- ② 常に利用者の立場に立った、利用者の意思を尊重したサービスを行なう。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、行政機関、他の居宅支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。
- ④ 中長期的に継続した登録ヘルパースタッフの確保が図れるよう募集形態の幅を広げ効率性の高い募集方法の開拓に努める。
- ⑤ 慣例となった利用者とヘルパースタッフとの小集団での外出を、今年度も引き続き企画することにより、余暇活動の充実へと繋がるよう努める。また、参加者同士の交流を深めるとともに、ヘルパー間での意見交換・技術確認や支援方法（基本的な心構え等）の検証の場としてより一層活用できるよう工夫を凝らす。

2 事業の内容

(1) 居宅介護支援事業

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 同行援護

(2) 移動支援事業

- ① 移動支援

3 事業の対象者

主たる対象者は特に定めない

4 通常の事業の実施地域

名古屋市全域

5 事業の実施時間

- ① 営業日： 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日を除く）
- ② 営業時間： 午前8時45分～時～午後5時15分
- ③ サービス提供日： 通年（年末年始を除く）
- ④ サービス提供時間： 8時00分～20時00分 ※他、相談により応じます。

【障害者相談センター 一歩】

<全体の方針>

障害者(児)が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関との連携を図りながら障害福祉の推進に取り組む。

1 基本相談支援

障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、福祉の情報提供やサービス利用の調整などを行なう。

2 計画相談支援

障害者(児)の自立した生活を支えるとともに、適切なサービス利用や課題の解決に向けたサービス利用計画の作成とモニタリングを行なう。計画相談支援を行なう際は、福祉サービスの事業所、障害者基幹相談支援センター、保健所、区役所との連携(情報共有)に努める。

また、利用者の方々の一つ一つのケースについて、今後起こりうる(想定しうる)事を念頭に置いたサービスの提案や組み立てを利用者視点で実現できるよう努める。契約者数については、新規のケースを増やすよう取り組んで行く

【障害種別】平成30年1月末現在

身体	知的	精神	難病	児童	合計 (契約者)
80名	76名	22名	1名	0名	121名

※ 重複障害 58名

【居住区】

中区	昭和	瑞穂	千種	中川	中村	東区	熱田	南区	緑区	守山	北区	港区	西区	天白	他市
55名	4名	5名	7名	8名	5名	2名	5名	2名	1名	3名	3名	9名	8名	4名	3名

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	11	4	9	11	12	6	9	7	10	10	10	9	108
計画案	5	6	11	12	6	10	7	10	10	10	9	13	109
モニタリング	14	16	21	23	19	25	13	16	23	23	19	24	236
合計	30	26	41	46	37	41	29	33	43	43	38	46	453

3 障害者基幹相談支援センターとの連携

障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、地域の相談事例を共有しながら障害福祉の推進に努める。また、障害者地域生活支援センター等が実施する研修や自立支援協議会等に積極的に参加し、相談支援技術の向上に努める。

4 職員研修・人材育成

- (1) 中区障害者基幹相談支援センター、あかもんと2ヶ月毎に合同で研修会を実施する
- (2) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する
- (3) 様々な社会資源の見学を積極的に行なうことで利用者にとって必要な最新の情報を届けられるように努める
- (4) 自立支援協議会等に積極的に参加し、ネットワークの構築や相談支援技術の向上に努める。

【中区障害者基幹相談支援センター】

<全体の方針>

名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組む。

また、名古屋市の委託期間の最終年度にあたるため、平成31年度からの事業者の公募に向けた準備を進める。

1 事業提携（スーパーバイズ契約）

（1）提携病院

鶴舞メンタルクリニック（精神科・神経科）

（2）提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士（ワーカー）より精神障害についての専門的な助言、指導

- ア 精神障害についての専門的な指導、助言
- イ 精神障害についての研修の企画、運営補助
- ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助
- エ 自立支援連絡協議会への協力、助言

2 事業内容

（1）総合相談

障害者（児）及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

- ア 福祉サービスの利用支援
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- オ 専門機関紹介 等

（2）処遇困難な障害者（児）への相談支援

- ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなど相談支援
- イ 計画相談支援

【障害種別】平成30年1月末現在

身体	知的	精神	難病	児童	合計
8名	4名	7名	0名	1名	20名

※ 重複障害者 1名

【居住区】

中区	中村区	北区	合計
17名	1名	1名	20名

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	3	4	1	5	0	1	2	0	1	1	0	0	18
計画案	4	1	5	0	1	2	0	1	1	0	0	3	18
モニタリング	3	5	9	5	8	9	10	9	14	9	10	9	100
合計	10	10	15	10	9	12	12	10	16	10	10	12	136

(3) 地域環境作り（別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図 P.14 参照）

- ア 区自立支援協議会の運営
- イ 区内の相談支援事業者（指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者）をはじめとする関係機関とのネットワークの構築

(4) 人材育成

- ア 区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言
- イ 区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

(5) 地域移行・地域定着支援

- ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡

- イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発
- ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発
- エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

(6) 権利擁護

- ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言（障害者虐待相談センターや行政機関等との連携を図る）
- イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み（障害者・高齢者権利擁護センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る）

(7) 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

(8) 障害支援区分認定調査（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体 知的	4	6	10	4	9	6	7	6	5	7	12	14	90
精神 難病	2	3	2	4	4	2	4	2	3	1	1	4	32
北区	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
合計	16	19	22	18	23	18	21	18	18	18	23	28	242

(9) 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

(10) 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体	1	1	0	1	1	1	1	4	2	0	1	1	14
知的	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4
精神	1	3	0	0	0	1	1	1	0	1	1	2	11
合計	2	5	1	1	1	2	2	5	3	2	2	3	29

(11) 障害者サロン

- ア よりみちサロンの運営（月1回第4土曜日）
 - ・ゲーム、創作活動、調理、1日バス旅行など
- イ ふれんずの運営（よりみちサロンと AIAI カフェの共同団体）
 - ・御坊夏祭り、むつみ祭りなど
- ウ ボラネットなかまんなかの会議やイベントへの参加・協力
 - ・会議、研修会など

3 運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者（児）とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者（児）とその家族への支援も行なう。

4 職員研修・人材育成

- (1) 当センターにおいて、事例検討会を2か月毎に実施する
- (2) 相談センター一歩及びあかもんとの合同で研修会を2か月毎に実施する
- (3) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する

5 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」との連携

「あかもん」と連携し、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークの構築に努める。また、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行なう。

6 委託期間終了にともなう次期公募への対応

平成31年3月末をもって委託期間が終了するため、平成30年度中に公募により委託される事業者が選定される予定である。

したがって、応募に向けた検討やプレゼンテーション等に必要な準備を行ない、委託事業者として選定されることを目指す。

平成30年度 中区障害者自立支援連絡協議会体制図

全体会(計 2回)	
5月	11月
<ul style="list-style-type: none"> ・一部(各部会報告、社会資源情報の確認など) ・二部(研修会) 	

専門部会

運営会議(計 6回)					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
<ul style="list-style-type: none"> ・各部会状況確認 ・地域課題の整理、抽出、検討 ・社会資源情報の確認 					

相談支援部会(計 12回)<相談支援の強化>

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源情報の確認(通所・ヘルパー事業所空き状況確認含む) ・各相談機関の状況確認 ・研修会(事例検討会など) | <p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例の検討 ・相談支援スキルの向上 ・地域課題の抽出 |
|--|---|

福祉ふれあいサポート部会(計 6回)<障害の理解に対する啓発>

5月 7月 9月 12月 2月 3月

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントへの参加・協力 ・講演会 | <p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解に対する促進及び啓発
(地域住民、福祉関係機関など) |
|--|--|

広報部会(計 5回)<福祉サービスの広報>

5月 6月 7月 8月 3月

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中区障がい福祉サービスガイドブック作成企画編集 | <p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源情報の集約
(福祉サービス・バリアフリー情報) |
|--|--|

ネットワーク部会(計 9回)<ネットワークの構築と強化>

5月 6月 7月 8月 10月 11月 1月 2月 3月

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業所などの見学会+交流会 ・各種テーマ別交流会(就労、訪問介護、児童、医療など) ・研修会 | <p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの構築 ・情報の共有 |
|---|--|

昭和区児童部会(計 8回)<児童関係機関のネットワークの構築と支援と情報共有>

4月 6月 9月 10月 11月 12月 1月 2月

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 ・見学会 ・研修会 | <p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例の検討 ・児童関係機関のネットワーク構築 ・情報の共有 |
|--|--|

【あかもんく精神障害者地域活動支援事業Ⅰ型】

＜全体の方針＞

精神に障害のある方が安心した地域生活が送れるよう、気軽に過ごすことができるような「居場所」「活動の場」作りを行なう。平成30年度は登録者を40名、1日20名を目指し取り組んで行く。

事業の推進にあたり障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークの構築に努める。

また、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行なう。

なお、名古屋市からの委託は2年目ではあるが、障害者基幹相談支援センターと一体の委託であるため、委託期間の最終年度になる。

したがって、公募に向けた準備を進める。

1 事業の運営方針

- ① 人としての主体性を尊重し、生きがいのある生活と自立を支援する
- ② 地域に根ざした事業運営に努める
- ③ 福祉関係機関や多くの社会資源と連携しながら、精神に障害のある方の地域生活を支援する

2 利用対象者

- ① 精神障害者手帳をお持ちの方
- ② 精神科・心療内科で治療中の方
- ③ 利用について主治医の同意が得られる方

3 事業の支援方針

- ① 精神に障害のある方が地域でいきいきとした生活を過ごせるように、必要な情報提供や仲間作りなどの支援を行なう。気軽に立ち寄れて、くつろいだり、相談したり、プログラムの参加や生活支援サービスを利用する中で自分らしい生活を応援する
- ② 障害者基幹相談支援センターやスーパーバイズ契約を結んでいる鶴舞メンタルクリニックとの連携を図ることで、より専門的な障害に配慮した安心感が得られるような対応ができるような場所作りに心掛ける

4 事業の実施方針

(1) 直接処遇業務

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務

- ① 毎月のプログラムについては、職員が一方的に決めるのではなく、利用者とプログラミングミーティングの時間を設定し、ニーズを確認しながら決定する。決めたプログラムに対して利用者と相談しながら、準備の部分から関わるよう工夫する
- ② 季節を感じられるようなプログラムを設定する
- ③ プログラム内容
 - 創作活動 ~ 「パソコン教室」「点字」「小物作り」
 - 調理活動 ~ 「食事作り」「おやつ作り」等
 - 音楽活動 ~ 「歌唱」「演奏」「CD鑑賞」等
 - 体力作り ~ 「導引養生功」「卓球」「散歩」等

イ 社会との交流の促進に関する業務

- ① プログラムを設定するにあたり「外部の講師」「ボランティア」「実習生」などに協力を依頼することでいろいろな人との交流が図れるようにする
- ② 地域の行事に参加、協力できるよう地域の学区や社会福祉協議会、区役所等と連携し、取り組んで行く

ウ 日常生活に必要な便宜を供与することに関する業務

- ① 生活上の困りごとや不安などについて必要に応じて個別に話を聞くことができるようとする。内容によって対応が困難な事案については、基幹相談センターや各専門機関に相談・連携し対応する
- ② 利用者の状況やニーズに合わせ「プログラム」「講座」「メンバー同士の話し合いの場」などを設定し、日常生活上必要な知識や技能の獲得につながるようにする

(2) 地域の事業所等との連携

- ① 自立支援連絡協議会へ参加し、「医療」「福祉」「地域住民」など地域とのネットワークが構築できるように努める
- ② 団体内に点在する「医療機関」「福祉関係機関」「行政機関」を中心に、事業内容の理解を求める為の説明や利用者支援に必要な情報交換を目的とした電話かけや訪問を行なう
- ③ 精神障害者地域活動支援事業の交流会に定期的に参加することで情報交換や連携の強化に努める

(3) 普及啓発等事業

ア 地域住民ボランティアの育成に関する業務

- ① 地域のボランティア団体や障害者サロン団体等と連携し、地域とのつながりを作りながら、地域のボランティア活動に協力できるよう努める
- ② 地域住民や学生などのボランティア希望者の積極的な受け入れを行なうことで、ボランティアの育成につながるように努める

イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業の実施に関する業務

- ① 自立支援連絡協議会への参加・協力を通して「精神障害」に対する啓発活動を行なう
- ② 地域の行事に積極的に参加すること等を通して「障害」の理解につながるようにする
- ③ ボランティアや実習生の受け入れを柔軟に行なうことで「障害」の理解につながるようにする

5 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日（9:30～17:00）、第2土曜日（9:30～17:30）

※地域の行事などに参加する場合は、土曜日や日曜日などの休日や17:00以降も開所する

6 職員研修・人材育成

- ① 法人内研修では、支援するにあたっての知識や技能の向上を目的に「精神疾患の学習会」「事例検討会」「集団感染予防研修」などを行なう
- ② 県や市、市社協が主催する外部研修へ参加することでより幅広いスキルを身に付けられるようにする

7 委託期間終了にともなう次期公募への対応

障害者基幹相談支援センターと同様、応募に向けた検討やプレゼンテーション等に必要な準備を行ない、委託事業者として選定されることを目指す。

【名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや 　　＜医療型障害児入所施設・療養介護・短期入所（医療型）＞】

〈全体の方針〉

ティンクルなごやは、開設4年目を迎える。

昨年度はいくつかの課題が明らかになった年であった。その中から30年度に重点的に取り組む課題を以下の3点とした。

- 1 稼働率の向上
- 2 支援の個別化
- 3 相談支援機能の強化

また、昨年度、「公的病院等2025プラン」と「利用者確保計画の今後の確保計画」という二つの文書を作成し愛知県、名古屋市にそれぞれ提出した。

今年度の計画はこれらを踏まえ計画を策定した。

1 稼働率の向上

満床（30年度末の長期入所利用者数を72名とした）に向けてより一層の努力が求められている。これはただ「ベッドを埋める」ということを目指すのではなく、名古屋市立の施設として、ニーズに応じる姿勢を明確にし、大切な家族をゆだねるのに値する施設としての評価を確実なものにしていくことである。

一人ひとりのニーズに丁寧に寄り添うことで、結果的に当施設への期待が高まり、利用率の拡大につながるものと期待する。

原則年3回の入所調整会議（名古屋市障害者支援課主催）の定期化にあわせて、利用者の確保、受け入れを行う。

① 短期入所専用ユニットの検討

短期入所希望者のニーズは長期入所者以上に多様である。また、慣れないところで過ごす不安も強く、それが強いストレスになって体調に影響することも考えられる。施設職員にとっては、日常の様子がわからない人たちを突然受け入れなければならず、慎重な対応が求められる。

こうした短期入所特有の難しさに対応するため、日中支援にかかる事業所等の連携を強め、支援のノウハウの提供だけではなく、短期入所利用中の訪問を依頼するなどして、利用する人たちの安心につなげていくことを目指したい。長期入所者とはニーズの違いがあることや、情報共有のしやすさから専用ユニットの開設についても検討する。

短期入所の稼働率は年間を通して1日当たり7.2人程度を見込んだが、短期入所ニーズはこれにとどまらないことは明らかであるので、10床を基準にしつつ10床を超える受入れも視野に入れていく。

② 職員の確保

稼働率の向上が求められているなか、求人難のため、職員の確保が十分に行うこと ができるないことが課題である。29 年度は看護師求人については、紹介業者を活用す ることである程度の効果を上げた。一方で支援員はハローワークや新卒者を対象とし た求人を行ったが十分な効果を上げていない。

保育所を設置することで、結婚出産後も継続して働く環境、多様な働き方への対 応が前進した。ただし、一時のように受け入れ先がないという状況は改善されてい るようで、職場保育室の求められる役割も変化している。

職員確保に向けて、職場の魅力を高めアピールしていくため施設全体で取り組む体 制を目指す。

③ 体制の強化と職員の質の向上

今後予測される利用者の重症化、家庭状況の複雑化、さらに個別支援計画の充実、 身体拘束の運用の厳格化に対応するため、職員個々としても、また組織としても力量 の向上を図らなければならない。

各職種の専門性、特に生活支援員の職務分担とその専門性を明確にすることで、多 職種連繫と各職種のモチベーションの高まりを図っていく。

複雑化するニーズに対応するためには、現状の体制、スタッフの構成では不十分で ある。当施設自体の体制の充実だけではなく、クオリティライフ 21 城北として一体 整備された西部医療センター や、障害者支援課、児童相談所等の関係諸機関との連携 強化などの環境整備にとりくむことが求められている。

2 支援の個別化

サービス管理責任者 2 名を専任として配置することで、個別支援計画作成、実施、 評価のプロセス管理の充実を図る。個別支援計画が日常の支援とうまく連携するこ とで、より一人ひとりのニーズに合った支援の具体化を目指す。

同性介護や身体拘束の廃止、虐待防止など、一人ひとりの人権に配慮した取り組み の前進を図る。

そのほか、以下についても取り組みを進める。

- ・特別支援学校への送迎の充実
- ・ボランティアや外部講師の導入による日中活動の多様化
- ・保護者（会）と連携して個別の支援の導入を試みる。

3 相談支援機能の強化

長期入所児童の中には、家庭の状況が変われば自宅に戻ることを視野に入れて入所した人もある。こうした人たちに目的を明確にした支援を行い、相談事業所、訪問看護ステーションなどと連携して、地域（在宅）移行の可能性を開いていくことを模索。

保護者の要望、苦情等にきめ細かく、迅速に対応する。

地域の各相談機関、日中活動を担う事業所等との連携を一層強め、長期入所、短期入所の利用者についての情報共有と連携した支援を目指す。

将来的な在宅重症心身障害児者も含めた支援のネットワークの構築を目指し、本年度はその準備期間の初年度とする。

平成30年度利用予定者数（施設入所）(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実入所者数 (当月1日現在)	59	61	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
18歳未満	7	7	7	8	9	9	10	10	10	10	10	10
18歳以上	52	54	56	56	56	57	57	58	59	60	61	62
超重症児者数	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12
準超重症児者 数	11	11	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13
呼吸管理	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
人工呼吸器あり	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
気管切開あり (人工呼吸器なし)	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
経管栄養 (胃ろう、経鼻等)	27	27	28	29	30	30	31	32	32	32	33	33
学校教育	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7
訪問教育	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
通学	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

平成30年度利用予定者数（短期入所）

区分	月	年	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
実利用者数(人)	70	180	
超重症児(日)	20	240	0.7
準超重症児(日)	45	540	1.5
利用件数(件)	75	900	
契約者数(人)	200	200	

利用者確保計画「今後の確保方策」(要点)

今後の入所ニーズは、夜間の見守り（一緒に眠り、異変に気づいてヘルプを呼ぶこと）さえもができないと判断されたり、介護に積極的価値を見いだせないような特異なケースが中心になると思われる。

こうした事例は児童相談所が受け持つ措置あるいは措置に近いケースか、保護者の高齢化に伴うケースであり、その障害像は、低年齢（超重症～比較的軽症）、あるいは高齢（基礎障害は重度ではないが二次的に重症化、医療化した人）たちが中心であり、さらに本人だけでなく家族も含めて支援の対象となる場合が多い。

このようなニーズに対応するためには、現状の体制、スタッフの構成、習熟度、力量では不十分である。当施設自体の体制の充実、西部医療センター、障害者支援課、児童相談所等の関係諸機関との連携強化などの環境整備にとりくむことでこの課題と向き合っていく。

「公的病院等2025プラン」

<自施設の課題>

- ・利用者数の確保（稼働率の向上）

90床の病床数に対し、平成29年11月末時点の利用者数は62名で、満床に至っていない。

- ・障害の重度化への対応

重症心身障害児者及びその主たる介護者である家族の高齢化、医療技術の進歩による医療依存度の高度化に伴い、本施設の利用者及び在宅の重症心身障害児者に対する重度化への対応の必要性がより高まる。

- ・職員資質の向上

福祉施設としての基本的な理解、知識の向上及び処遇困難ケースへの対応方法等、経験の蓄積が必要である。

- ・福祉、医療、保健、教育、介護、その他の関係施設・機関との連携強化

隣接する西部医療センターだけでなく、児童相談所等の関係施設・機関と連携し、地域の重症心身障害児者が必要な支援を円滑に受けられる体制の構築が必要である。

<2018年度の課題>

- ・利用者確保のための計画の見直し及び推進

- ・地域における重症心身障害児者の支援体制の構築に向け検討

- ・年度末までに、療養介護及び障害児入所支援（長期入所）の利用者数72名（稼働率90%）以上を確保